

神戸市交通公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という）第四条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和7年6月24日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
車内防犯カメラに対するクラウドサービス・通信サービス業務
- 2 数量
車内防犯カメラ用クラウドサービス 525回線
閲覧パソコン用固定IPアドレス 3回線
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課
神戸市兵庫区御崎町1丁目2-1
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和7年5月30日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
東京都千代田区大手町二丁目3番1号
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 小島 克重
- 6 随意契約に係る契約金額
38,096,850円
- 7 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由
既に調達をした物品等（以下、「既調達物品等」という。）につき、既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外のものから調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため